社会福祉法人等指導監査実施要綱

（趣旨）

第１条　知事及び県民局長が行う社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）第５６条第１項の規定による社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査（以下「法人監査」という。）及び法第７０条（法第７４条により生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４４条第１項、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４６条第１項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１９条第１項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８５条第１項又は老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１８条第２項が適用される場合にあっては、それぞれ当該条項）の規定による社会福祉施設等（以下「施設」という。）の指導監査（以下「施設監査」という。）については、法令及び厚生労働省通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

（監査の実施）

第２条　法人監査及び施設監査（以下「監査」という。）の実施は、岡山県事務処理規則（昭和４４年岡山県規則第５５号）に定めるところにより、本庁又は県民局において担当するものとする。

２　本庁において担当する監査は、子ども・福祉部指導監査課（以下「指導監査課」という。）において実施する。この場合において、特に問題があると認められる法人又は施設に対する監査については、当該監査に県民局及び当該施設の関係課の協力を求めることができる。

３　県民局において担当する監査のうち、特に問題があると認められる法人又は施設に対する監査については、当該監査に指導監査課及び当該施設の関係課の協力を求めることができる。

４　監査の実施に当たっては、常に懇切丁寧を旨とし、謙虚な態度を保持するとともに、指導的配慮を持って臨むものとする。

５　監査の結果に基づき指導した事項について改善が図られない場合には、法第５６条及び法第７１条（法第７４条により他の法律が適用される場合にあっては、当該法律の該当条項）の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告又は命令をする等所要の措置を講ずるものとする。

（監査の種類）

第３条　監査の種類は、別表１に掲げるとおりとし、一般監査を基本とした年間計画に基づき実施するものとする。

（監査の対象）

第４条　監査の対象は、法人及び別表２に掲げる施設とする。

（一般監査）

第５条　一般監査は、別表３に掲げる項目について実施するものとする。ただし、年間の実施計画以外で調査を要する場合には、その調査を要する特定の事項について監査を行うものとする。

２　一般監査の実施に当たっては、実態の把握に十分留意することとし、特に、会計経理関係の確認に当たっては、できるだけ会計諸帳簿と証拠書類の照合を行うなどにより、不正支出の有無の確認について十分留意することとする。

（一般監査の班編制）

第６条　一般監査の実施は、社会福祉関係法令の施行事務について十分な知識を有する２名以上でもって編成する班で行うものとする。

（一般監査の計画）

第７条　県民局において担当する一般監査について、県民局長は、毎年度当初、実施計画書（様式第１号）を策定し、これを４月末日までに知事に報告するものとする。

２　知事は、前項の計画を考慮の上、本庁において担当する一般監査に関する年間の実施計画を立てるものとする。

（一般監査の資料）

第８条　知事又は県民局長は、年間の実施計画による一般監査の実施に当たって、あらかじめ法人等の代表者（以下「法人等代表者」という。）から、別に定める監査資料を提出させるものとする。

（一般監査の日程）

第９条　一般監査は、原則として、１日で実施するものとするが、必要と認められる場合には、２日間で行うことができるものとする。

（一般監査の通知）

第１０条　知事又は県民局長は、原則として、一般監査の実施の１週間前までに社会福祉法人等指導監査通知書（様式第２号）により、法人等代表者に対して一般監査の実施を通知するものとする。ただし、事前に通知することにより一般監査の成果が得られないと見込まれる場合等には、一般監査当日に通知書を交付することにより実施することができるものとする。

（一般監査の立会い）

第１１条　監査担当職員は、一般監査当日には、原則として、法人等代表者及びその法人の監査の権限を有する監事を立ち会わせるとともに、それらの者から役員として責任を十分に果たしているかを聴取し、法人及び施設の実態の把握を行うものとする。

（一般監査後の講評）

第１２条　監査担当職員は、一般監査の終了後、前条の立会者及び当該施設の長等関係職員の出席を求め、一般監査の結果について講評を行い、後日に文書指摘を行う事項を含め、口頭により指導を行うものとする。

（一般監査の復命）

第１３条　監査担当職員は、一般監査後速やかに別に定める復命書により知事又

は県民局長に復命を行うものとする。

（改善の指導）

第１４条　一般監査の結果、改善を指導する必要があるものについては、一般監査後６０日以内に、改善を要する内容及び改善の方法を示した監査結果通知を法人等代表者に対して発するものとする。

２　前項の指導は、改善の必要性又は緊急性が高い順から文書指示、文書指導及び口頭指導（法人にあっては、文書指摘、口頭指摘及び助言）とし、文書指示及び文書指導（法人にあっては、文書指摘）により改善を指導した事項については、期限を付して改善状況の報告を求めるものとする。

（実施結果の報告）

第１５条　県民局において担当する一般監査については、県民局長は、その結果を実施結果報告書（様式第３号）により、一般監査を行った年度の翌年度の４月末日までに知事に報告するものとする。

（特別監査）

第１６条　県民局長は、一般監査又は次条の確認監査の結果、運営等に重大な問題を有するものと認められた場合は、当該監査の復命書を添付し、特別監査の実施を知事に協議するものとする。

２　知事は、原則として、前項の協議があった日から３０日以内に特別監査の実施の要否を決定するものとする。

３　特別監査は、当該県民局の協力を得て本庁において実施する。

４　第６条及び第９条から第１４条までの規定は、特別監査について準用する。

（確認監査）

第１７条　知事又は県民局長は、監査結果通知で改善を指示した次の事項の改善状況を確認するため、必要に応じて確認監査を実施するものとする。

一　特別監査で改善を指導した事項

二　一般監査で改善を指導した事項のうち、改善状況について実地確認が必要なもの

２　第６条及び第９条から第１４条までの規定は、確認監査について準用する。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１６年度の監査から適用する。

２　「社会福祉施設等指導監査実施要綱」（平成５年６月１８日、社第３６４号民生労働部長通知）は廃止する。

附　則

この要綱は、平成１９年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、平成２３年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、平成２７年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年度の監査から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年度の監査から適用する。